

公共空間の利活用に係る制度一覧

1 道路における許可制度

道路において食事施設を設置したり、イベントを開催する場合は、次の制度の活用が考えられます。いずれにおいても、公共性が認められるものであって、周辺の交通に支障を及ぼさないことが原則となります。

許可等の名称と概要		期間	取組例	その他の手続（一例）	メリット／デメリット
1 道路占用許可 （イベントの許可） ・道路法第 32 条	公共性が高く賑わいを創出するようなイベントにおいて食事施設を設置する場合で、関係課等の後援等がある場合には、道路占用許可の弾力的な運用を行っている。	短	・みなと祭り ・あさまち ・勃興夜市	・道路使用許可（警察署） ・食品催し物届（保健所） ・火災予防関係の届出（消防署）	・手続が比較的簡易 ・期間が短期間であり、継続的な取組が困難
2 道路占用許可 （イベント時以外の試験的な取組） ・道路法第 32 条 ・楓橋における道路 占用許可要領	市中心部の更なる賑わいを創出することを目的として、公募によって選定された事業者による移動式店舗の出店を試験的に許可（楓橋）	中	・クレテリア （①H29.10 月～ H30.1 月 ②H30.5 月～12 月）	・道路使用許可（警察署） ・食品営業許可（保健所） ・火災予防関係の届出（消防署）	・試験的に一定期間の取組が可能 ・事業者の選定に当たり、一定の手続が必要 ・場所が限定
3 道路占用許可の特例制度（平成 23 年法改正；特例道路占用区域の指定） ・道路法第 32 条 ・都市再生特別措置法第 62 条	都市の賑わいの創出や道路通行者の利便の増進を図るため、都市再生特別措置法に基づき必要な手続を経るとともに、道路環境の維持・向上に取り組むことで、無余地性※の基準を緩和できることとした制度。特例の対象施設の一つとして食事施設が該当 ※無余地性：道路敷地以外に余地が無いためにやむを得ない場合であること	長 5 年 以内	・市内では事例なし。 ・全国では十数件程度の事例	・都市再生整備計画（国交省）（道路管理者や公安委員会との協議、目標となる指標の設定等） ・道路使用許可（警察署） ・食品営業許可（保健所） ・火災予防関係の届出（消防署）	・継続的な取組が可能（計画に位置付けるため一定期間の継続性が求められる。） ・関係機関等の調整等ハードルが高い手続が多い ・事業者の選定に当たり、一定の手続が必要 ・道路環境の維持・向上に関する取組が必須

道路における許可制度活用事例



1

2

3

4

5

6

1 みなと祭り（道路
占有許可） 2 あさま
ち（道路占有許可）
3 クレテリア（道路
占有許可） 4 勃興夜
市（道路占有許可）
5 札幌市札幌大通り
地区（道路占有許可
の特例） 6 新宿区モ
ア4 番街（道路占有
許可の特例）

2 公園における許可制度

公園において食事施設を設置したり、イベントを開催する場合は、次の制度の活用が考えられます。

許可等の名称と概要		期間	取組例	その他の手続き（一例）	メリット／デメリット
1 公園行為許可 （イベントの許可） ・呉市都市公園条例 第4条	公園内で催し等によって公園を独占して利用する場合に行う許可	短	・みなと祭り ・あさまち ・街の森のアトリエ ・食の祭典	・食品催し物届（保健所） ・火災予防関係の届出（消防署）	・手続が比較的簡易 ・期間が短期間であり、継続的な取組が困難
2 公園行為許可 （イベント時以外の試験的な取組） ・呉市都市公園条例 第4条	市中心部の更なる賑わいを創出することを目的として、公募によって選定された事業者による移動式店舗の出店を試験的に許可	中	・クレテリア （①H29.10月～ H30.1月 ②H30.5月～12月）	・食品営業許可（保健所） ・火災予防関係の届出（消防署）	・試験的に一定期間の取組が可能 ・事業者の選定に当たり、一定の手続が必要
3 公園施設設置許可又は管理許可 ・都市公園法第5条	公園施設（便益施設）として公園内に設置する場合で、公園管理者以外の第三者が施設を設置又は管理する場合に許可	長 10年 以内	・汐音（音戸の瀬戸公園） ・売店（中央公園8ブロック）	・食品営業許可（保健所） ・その他建築関係の手続	・継続的な取組が可能 ・施設整備が必要 ・事業者の選定に当たり、一定の手続が必要 ・建蔽率の制限(2%)
4 P-PFI制度 （平成29年法改正） ・都市公園法第5条の7	飲食店等の公園利用者の利便性を増進させる公園施設（公募対象公園施設）の設置と、この施設から生じる収益を活用してその周辺の園路や広場等の公園施設（特定公園施設）の整備等を一体的に行う事業者を公募によって選定する制度	長 20年 以内	・市内では事例なし ・広島市や福山市が活用検討中（サウンディングの実施等）	・食品営業許可（保健所） ・その他建築関係の手続	・継続的な取組が可能 ・施設整備が必要 ・事業者の選定に当たり、一定の手続が必要 ・建蔽率の制限の緩和が可能(2%→12%) ・特定公園施設の管理や整備が必要

公園における許可制度活用事例



1	2
3	4
5	6

1 あさまち（公園行為許可） 2 街の森のアトリエ（公園行為許可） 3 クレテリア（公園行為許可） 4 汐音（公園施設設置許可） 5 南池袋公園（公園施設設置許可） 6 北九州勝山公園（P-PFI 制度）

3 都市再生推進法人の指定

(1)指定による効果（法人のメリットとデメリット）

【メリット】

- ・ 公的な位置付けの付与による信頼性の向上や市の支援
- ・ 都市再生整備計画の提案が可能（道路占用許可の特例制度の活用）

【デメリット】

- ・ 年間事業計画書の提出等の事務の増加



都市再生推進法人を申請できる法人の要件

- ・ 一般／公益社団法人
- ・ 一般／公益財団法人
- ・ NPO法人
- ・ まちづくり会社



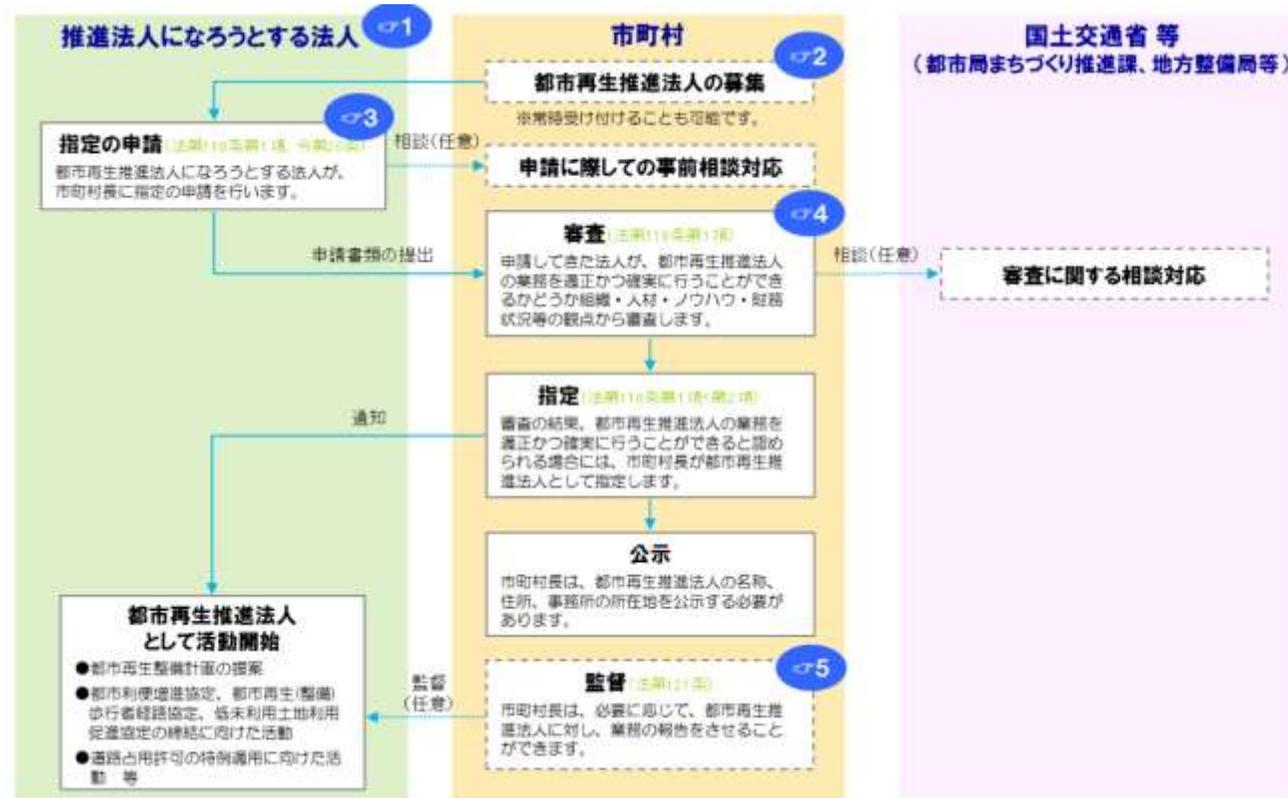
審査の基準

市が都市再生推進法人の指定に関する要綱で定めます。

審査の基準の例

- (1)法人の活動目的・活動内容について
不特定多数の利益やまちづくりの推進を活動目的としていること
- (2)法人の活動実績について
一定のまちづくり活動の実績があること
- (3)法人の組織形態・運営体制について
呉市内に事務所を有し、呉市内で活動を行っていること、必要な人員体制や経済的基礎を有していること、関係機関と連携が行われていること

(2)指定手続の流れ（官民連携まちづくりの進め方（国土交通省））

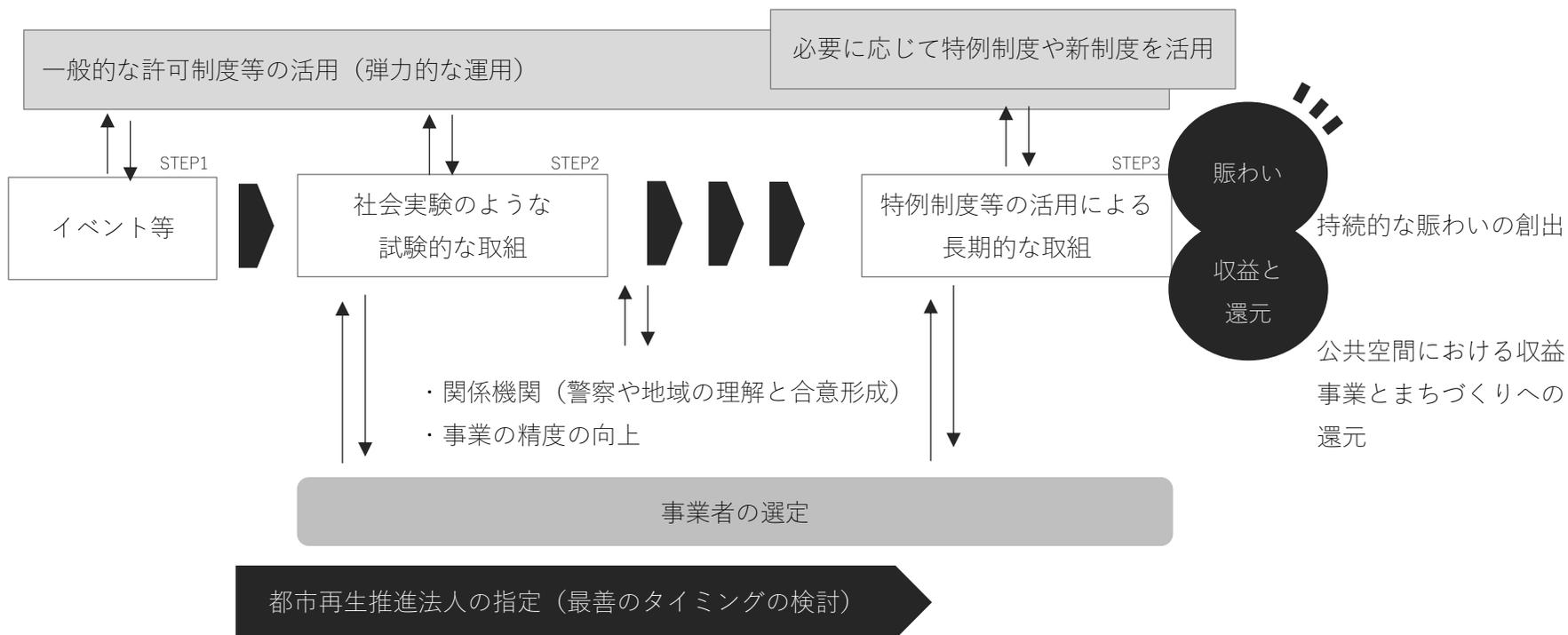


4 今後の取組について

都市再生推進法人は、公的な位置付けが付与されることや都市再生整備計画の提案（道路占用許可の特例制度の活用）が可能となる等のメリットがある一方で、法人指定した場合は、年間の事業計画書の提出等の事務が増加するデメリットもあります。これらのメリットとデメリット、また、道路や公園における事業の可能性等を総合的に判断し、実施に当たり活用する制度や展開方法を検討していく必要があります。

他都市においては、道路や公園等の公共空間の活用に当たり、まずは一定期間の社会実験等を行うことで、警察や地域（地元自治会や商店関係者等）の関係者との合意形成を促すとともに、事業の精度を上げていくような取組が展開されている事例があります。

■取組のイメージ（案）



（参考例）

東京都新宿区（新宿駅前商店街振興組合）や群馬県高崎市（高崎まちなかオープンカフェ推進協議会）では、社会実験等を実施することで、地元関係者や警察等の関係者の合意形成を図っている。